

公 告

南部浄化センター汚泥脱水機修繕について、次のとおり制限付き一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成20年8月11日

春日井市長 伊 藤 太

1 制限付き一般競争入札に付する事項

(1) 件名

南部浄化センター汚泥脱水機修繕

(2) 場所

春日井市松河戸町地内

(3) 工期

契約締結日の翌日から90日

(4) 工事概要

汚泥脱水機修繕工

NO. 2 脱水機 ろ布緊張装置及び蛇行修正装置取替 一式

NO. 1、NO. 2 脱水機 圧搾ベルト取替 一式

(5) 予定価格及び最低制限価格

ア 予定価格 7,633,500円（税込）

イ 最低制限価格 5,597,550円（税込）

2 制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本件工事の制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成20年度及び21年度の春日井市入札参加資格審査申請者のうち、建設業法（昭

和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)の規定に基づく機械器具設置工事業に係る許可（一般建設業又は特定建設業）を受けている者で、春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 5 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止又はこれに準ずる措置を制限付き一般競争入札参加申込の日（以下「申込日」という。）から当該工事の落札決定までの間に、受けていないものであること。

- (3) 申込日から当該工事の落札決定までの間において、「春日井市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」（平成 20 年 3 月 13 日付け春日井市長・愛知県春日井警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (4) 愛知県内に契約締結先を有し、法第 3 条の規定に基づく許可を受けた本店又は営業所等を愛知県内に設置している者で、営業年数が 3 年以上であること。
- (5) 申込日に 1 年 7 か月を経過していない審査基準日の総合評定値通知書の機械器具設置工事の総合評定値が、750 点以上であること。
- (6) 法に規定する主任技術者又は監理技術者を配置することができること。
- (7) 平成 15 年 4 月 1 日以降において、下水道法第 2 条に規定する下水道（同条第 3 号公共下水道又は第 4 号流域下水道の要件に該当するものに限る。）の終末処理場において、元請として汚泥脱水機設備工事（修繕工事含む）の施工実績（JV 工事は、代表構成員としての施工実績）を有する者であること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

3 入札参加申込

制限付き一般競争入札に参加を希望する者は、春日井市のホームページに掲載してある[事後審査型制限付き一般競争入札参加申込書](#)（以下「入札参加申込書」という。）に必要な事項を記入、押印の上、同じものを 2 部提出先へ持参すること。その際、提出のあった入札参加申込書 1 部に受付印を押して返却するので、それを入札参加申込書の控として設計図書配布時及び入札時に持参すること。

- (1) 入札参加申込書の配布期間及び提出期間

平成20年8月11日（月）から同月20日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(2) 提出時間

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出先

春日井市総務部総務課

4 設計図書を示す場所及び日時

本工事に係る設計図書の縦覧及び配布を次のとおり行う。

(1) 縦覧場所

春日井市財政部管財契約課

(2) 縦覧期間

平成20年8月11日（月）から同月20日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 設計図書の配布

設計図書はMOディスクで配布する。希望者は、入札参加申込書を提出後、平成20年8月20日（水）午後5時まで（日曜日及び土曜日を除く。）にウィンドウズ初期化済MOディスク（640メガバイト以下）と入札参加申込書の控を財政部管財契約課へ持参し申し込むものとする。

(5) 設計図書に対する質問又は回答

制限付き一般競争入札に参加申込をした者で設計図書に対する質問がある場合には、平成20年8月27日（水）正午までに春日井市上下水道部南部浄化センターへ文書により提出するものとする（必着）。質問に対する回答は、提出期限から7日以内に書面で通知する。

5 入札執行の場所及び日時

(1) 場所

春日井市役所 地下1階 入札室

(2) 入札日時

平成20年9月9日（火） 午前8時55分から午前9時まで

(3) 開札日時

平成20年9月9日（火） 午前9時

6 入札保証金

春日井市契約規則（昭和40年春日井市規則第6号）第11条の規定により免除する。

7 入札参加資格確認申請書等の提出

制限付き一般競争入札に参加申込をした者は、春日井市のホームページに掲載してある[事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書](#)及び関係書類（以下「資格確認申請書等」という。）を次のとおり作成し入札時に提出しなければならない。

(1) 提出する資格確認申請書等

ア 事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

イ 建設業許可通知書の写し及び営業所ごとの営業業種一覧表の写し

ウ 経営事項審査の総合評定値通知書の写し（申込日に1年7か月を経過していない直近のもので発行者の印影のあるもの）

エ 第2項第7号の工事を施工し、完成させた実績が確認できるもの（検査結果通知書の写し、履行証明書、工事实績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写し等のうちいずれか一つ）

(2) 提出部数 1部

(3) 提出された資格確認申請書等は、申請者に返却しない。

8 入札の執行

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応する工事費内訳書を提出するものとし、工事費内訳書の提出がない場合及び第7項に規定する資格確認申請書等の提出がない場合は、無効とする。

(2) 入札に参加する者が1者である場合においても、原則として入札を執行するものとする。

(3) 落札決定に当たっては、入札後に入札価格の低い者から順に資格確認申請書等で、入札参加資格の確認を行い、最初に資格を有すると認められた者を落札者と決定する。

なお、その際に、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を

加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(4) 入札の回数は、1回とする。

(5) 入札に参加する者は、春日井市入札者心得書（平成4年5月1日施行。以下「心得書」という。）の入札書及び入札参加申込書を持参するものとする。

9 契約書作成の要否 要

10 入札の無効等

第2項の規定による入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに心得書等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、落札者以外の者に係る入札参加資格の確認は入札日以後に行い、資格無しと認められた場合は、事後審査型制限付き一般競争入札参加資格不適格通知書で資格のない旨通知する。

また、入札参加申込をした者であっても、申込後、指名停止措置を受け、入札時において指名停止期間中である者等入札時点において制限付き一般競争入札参加資格のない者の行った入札は、無効とする。

11 その他

(1) 工期は、事情により変更することがある。

(2) 入札参加者は、本公告及び心得書を遵守するものとする。

(3) 制限付き一般競争入札に参加を希望する者が営業停止処分を受けた場合において、営業停止期間中は、入札参加申込、入札等の営業活動はできないものとする。

(4) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合、並びに「春日井市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、春日井市は一切の損害賠償の責を負わない。

12 問い合わせ先

春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市総務部総務課総務担当（電話 0568-85-6067）

春日井市財政部管財契約課契約担当（電話 0568-85-6267）

春日井市松河戸町2030番地

春日井市上下水道部南部浄化センター（電話 0568-36-1190）